

一般会計決算

認定第1号

平成20年度羽村市一般会計
歳入歳出決算の認定について

平成20年度一般会計決算は、6つの特別会計決算、水道事業決算とともに9月定例会に提出されました。

議会は、一般会計等決算審査特別委員会を設置し、9月15日、16日、17日の3日間にわたり慎重に審査を行いました。➤



【反対】

平成20年度はアメリカ発の金融危機が日本社会を襲い、市民生活が厳しくなった。このような時こそ、羽村市政は市民の福祉と暮らしを守る役割をしっかりと果たすべきである。ところが羽村市は、一般会計から羽村駅西口区画整理会計に2億7千724万円も繰り出し、住民合意のない事業を強引に進める一方、家庭福祉員等保育料補助の創設や私立幼稚園保護者負担軽減補助金、中学校修学旅行補助金、高校入学奨学金の増額など子育ての経済的負担の軽減、保育園、学童保育の充実、教育の充実、障害者福祉の充実など市民の願いに応える財政運営がされなかった。

【反対】

平成20年度は、世界的な経済危機に見舞われ、羽村市でも税収が落ち込み、市民生活にも大きな影響が出た。施策の優先順位が、より厳しく問われていた。しかし、保育園待機児は52名にのぼり、内40名は0〜1歳児であった。

一方、西口区画整理事業には2億7200万円が繰り出された。この事業には、住民の合意がなされておらず、特に経済危機の今は、事業は凍結すべきであった。福祉や教育が優先された決算とはいえない。また、多摩地区最高額の商工会補助金が10年間も出されていることや、委託費の精査や入札改革などの課題を指摘して、決算に反対する。

【反対】

厳しい財政状況の中で行財政改革を掲げたが、効果額は6千938万円と実績はわずかだ。一方で補助金、助成金には不用や効果の見えないものがあり、問題だ。西口区画整理への2億7千万円は、事業への疑問や権利者の反対が多く、無駄な支出である。行政のあり方にも注文したい。市民の要望に対し、法令や前例を盾に、できない理由を述べることが多い。公共事業でのCO2排出量を計測しないのもその一つだ。しかし、知恵を出して実現に努力する職員もいることは心強い。地方分権改革で国と地方の立場は平等とされた。住民自治の視点での行政運営を求めたい。現状では税金の使われ方に納得できず、20年度一般会計決算の認定に反対する。

反対

決算審査

一般会計等決算審査特別委員会では、一般会計決算に引き続き、特別会計等決算の審査を行いました。

6つの特別会計と水道事業会計の決算は、本会議での採決により、いずれも認定されました。



認定第2号 平成20年度羽村市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について

【賛成】

20年度は、後期高齢者医療制度の創設や、保険者に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導といった大きな制度改革が実施され、羽村市国民健康保険も大きな影響を受けた。税の計算も、わかりやすくするため、従来の資産割と平等割を廃止し、所得割と均等割の二方式になった。税額としては、前年度比4.5%増となっているが、医療費の増加も毎年度6%くらい増加しており、独立した会計として維持していくことには

必要な負担と考える。しかしながら、依然として一般会計からの多額な繰入金があり、さらなる収納率の向上を目指す必要がある。

認定第4号 平成20年度羽村市後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について

【賛成】

75歳という年齢で区切り独立した制度を作ったことや、名称が「後期高齢者」という対象者の感情を考慮していなかったことなど、批判が寄せられたことも事実であるが、この制度成立には10年間の議論があった。年々急増する高齢者の医療費を誰がどのように負担するかは大きな課題である。新しい連立政権では後期高齢者医療制度の廃止が掲げられている。今後の政策を注視していく必要があるが、東京都後期高齢者医療広域連合と業務を分かち合い、連携し、今後もこのレベルを維持されることを望む。

【賛成】

後期高齢者医療制度そのものには反対の立場である。年齢で区切るということや自治体の声が直接届かない広域連合という形で運営するのも問題があると考えている。しかし、羽村市は、国が決めた事を、法律に従って運営しているのであり、羽村市だけがこの制度から抜けるわけにはいかない。今後、制度が変わることで、市民や職員には多少の混乱はあると考えるが、新しい制度の設計に沿って運営することを望み賛成の意見とする。

認定第6号 平成20年度羽村市福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業会計歳入歳出決算の認定について

【賛成】

平成20年度は、権利者からの意見・要望を踏まえ、審議会の意見を聞き、現在は換地設計案の見直し作業に取り組んでいる。本決算の歳入面では、国費導入など新たな財源確保に努め、歳出面では、新都市建設公社業務委託経費、事業用地の公有地財産購入費、さらに駅周辺の二つの公園の撤去工事など、いずれも事業の円滑な進展を図る上での経費であり、適切な執行である。今後、事業実施に一日も早く着手し、関係権利者の意見・要望を真摯に受けた取り組みを要望する。財源確保では、市の全般の行政運営への影響を最小限にとどめるよう期待し、賛成の意見開陳とする。

賛成

特別会計決算

国民健康保険事業会計

老人保健医療会計

後期高齢者医療会計

介護保険事業会計

羽村駅西口土地区画整理事業会計

下水道事業会計

水道事業会計（公営企業会計）

特別会計は、基本的一般的な会計である一般会計とは別に、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充てる場合に、条例で設置することができます。

羽村市には一般会計のほかに6つの特別会計と公営企業会計である水道事業会計があります。

認定第2号 平成20年度羽村市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について

【反対】

本会計は、昨年4月から行われた国保税値上げのもとで執行されたものであり、認定には反対である。値上げは低所得者により重い負担増となったが、厳しい暮らしを強いられている市民が増えている中、それに追い討ちをかけるものとなった。資格証発行者が大きく増えていることにもそれが現れている。また、65歳以上の年金受給者から、保険料を天引きする制度へと変更したことも大きな問題だ。市民からは「国保税がどうしてこんなに高いのか」との声が多く寄せられている。国に対して国庫支出金増額を強く働きかけながら、制度の抜本的改正までは、一般会計からの繰り入れを増やし、市民が払い続けられる保険税額に抑えることが必要である。

認定第4号 平成20年度羽村市後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について

【反対】

本会計に反対する理由は、後期高齢者医療制度そのものの導入と実施に反対であるからだ。75歳になれば強制的に囲い込まれ別立て

の医療保険に入らされる、負担は重く、年金から天引きをし、受けられる医療が制限され、また、保険料が払えなければ保険証が取り上げられる、という前代未聞の制度である。国民的な批判によって、さまざまな見直しが必要なくされたが、そのことも、この制度のひびきを浮き彫りにしている。新しい政権のもとで制度の廃止も日程にのぼってくるだろうが、そもそも「長生きをして、医療を受けることが増えることが悪い」かのような制度は導入すべきでなかった。

認定第6号 平成20年度羽村市福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業会計歳入歳出決算の認定について

【反対】

次の理由で決算の認定に反対する。

- ① 住民合意がないまま進めている。区画整理は個人の財産、将来設計、身体・精神といったすべてを破壊する。今こそ中止・見直し・縮小等の判断をすべきである。
- ② 一般会計からの繰り入れ2億7千万円、借金を2億3千万円増やし、借金総額12億円。返済利息だけで820万円。借金を増やし続け、支出総額5億4千万円も使うことに反対。
- ③ 市が土地を買い続けることをいったん中止すべき。土地を購入することの一番の理由は、市が換地をやりやすくするためである。
- ④ 市が進めている市民参画とか市民との協

反対

働という視点で、地区外の声にも耳を傾けるべきである。

【反対】

決算委員会でも一般質問でも質疑がまったくかみ合わない。市に真摯に答える気がないからだ。権利者の意見・要望書に対する回答も誠実さに欠けており、やり直しを求める。住民は夜も眠れぬほど苦しみ、体調を崩している。厳しい財政状況に加え、公共事業見直しを掲げる民主党政権が誕生した。今こそ区画整理を見直す時である。仮に市長が公約を違えても市民は理解するだろう。そのためにはまず権利者との信頼関係が不可欠だ。その上で話し合い、互いに歩み寄って納得できるまちづくり案をつくるべきだ。よって現状での事業進行には反対であり、決算は認められない。